

調査対象者 様

長野県環境部長  
(公印省略)

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について(お願い)

日頃より、本県の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している照明器具の安定器(電灯のちらつきを安定させる装置)は、令和5年(2023年)3月31日までに全て廃棄処分することと法律で定められています。そのため、PCB使用器具を設置または保管されている可能性のある建物の所有者様又は建物を借りている事業者様を対象に調査票をお送りしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、必ずご回答をお願いいたします。

【回答方法】

調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)にて、令和3年9月27日(月)までに投函してください。

※ ご回答がない場合、電話や訪問等により問い合わせすることがありますのでご了承ください。

- テナント等建物を借りている場合は、建物の所有者にPCB使用状況をご確認のうえ、ご回答ください。
- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物の竣工図書、過去に調査した記録等で調査内容を確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。
- 処分期間を過ぎてもPCB廃棄物を処分しない場合、PCB使用器具の所有者は改善命令を受ける可能性があります。また、改善命令を受けたにもかかわらず処分しなかった場合は、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または両方が併科されることがありますので、ご注意ください。

※ PCBを含む機器や製品を保管または現に使用している場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年、保管状況について届出をすることが義務づけられています。

【この調査に関するお問い合わせ先】

長野県PCB使用安定器調査事務局

業務委託先：株式会社東京商工リサーチ 長野支店

TEL 0120-773-558 (受付時間 平日9:00~17:00)

長野県環境部資源循環推進課